

いじめ防止基本方針

令和6年4月1日改定
横芝光町立光中学校

1 いじめの定義を理解する ～いじめ防止対策推進法から～

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
※この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
※この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 基本理念

将来の夢や希望の実現に向け、一日一日を安心して、学習や諸活動に取り組める学校・社会づくりに向け、日々の不安や希望を打ち砕く「いじめ」の未然防止および防止対策を策定する。また、策定にあたり、教職員、生徒、保護者等、幅広く意見を求めていく。

3 基本姿勢

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であり、以下①～⑩は教職員がもつべきいじめ問題についての基本姿勢を示す。

- ① 日常活動の充実を図り、全職員により計画的に実施する。
- ② いじめは、どこの学校でも、どの生徒にも起こり得るものである
- ③ いじめは、早期発見・早期対応が取り組みのカギとなる
- ④ いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ⑤ いじめは、受けている生徒を必ず守るという姿勢で対応する。
- ⑥ いじめを受けている生徒の日常生活・学習評価等の対応は随時検討する。
- ⑦ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ⑧ いじめは、その行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑨ いじめは、教職員の児童・生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑩ いじめは、学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

4 いじめの防止等の対策のための学校組織

校内でのいじめの防止や実態把握・対応等を検討するため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。本委員会が必要に応じて臨時的に開催する。

【いじめ防止対策委員会：生徒指導部会＋教育相談部会のメンバー】

校長・教頭・教務・生徒指導主事・各学年主任・各学年生徒指導担当・教育相談担当者・養護教諭・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・心の教室相談員

いじめ防止対策委員会で以下の目的も踏まえた検討を行う。

- 発達障害を含む、障害のある生徒について、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの海外につながる生徒に対する適切な指導及び必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒について、職員の正しい理解等、学校としての必要な対応を周知する。
- 震災等に伴う災害によって避難している生徒の心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながらいじめの未然・早期発見に取り組む。

5 いじめの未然防止

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、そのためには、生徒自らが互いに支え合い、認め合い、助け合う人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない学校風土づくり」に取り組む必要がある。

(1) 実態把握（早期発見）

- 教師の気づきが基本で、生徒と共に過ごすことを日常とし、些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができるよう、細かく観察する。
- 「いじめ相談窓口」「相談箱」等を職員室廊下に設置し、生徒・保護者へ周知する。
- 横芝光町教育委員会の「いじめ相談ダイヤル・虐待（体罰）相談ダイヤル」の周知と活用。
- 生徒を対象とした「いじめアンケート」を実施する。（学期に1回）
- 教育相談週間を実施する。（6月・10月）

◇ 「いじめ」のサイン（例）

- 服や学用品が汚れている。なくす。落書きがある。
- 登校したがない。
- 早退、遅刻が増える。朝から機嫌が悪い。
- けが、あざなどがみられる。
- 感情が不安定。表情が暗い。落ち着きがなくおどおどする。その反対に妙に明るい。
- 職員室に頻繁に来る。先生の傍にすることが多い。
- 保健室によく行く。成績が低下する。無口になり、話さなくなる。
- 友人がかわる。いなくなる。

◇ 「いじめ」発生時間帯（例）

- 10分間の休み時間、昼休み
- 給食準備や後片付けの時間
- 清掃の時間
- 帰りの会終了直後
- 部活動の時間

◇ 「いじめ」発生場所（例）

- トイレ
- 教室の隅（空き教室）
- ベランダ
- 清掃場所
- 自転車置き場
- 部活動の活動場所・部室

- (2) 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の実践
- ・授業規律を確立し、自己存在感を与える授業・自己決定の場を与える授業・共感的人間関係を育む授業を実践する。
 - ・チームティーチングや少人数指導など個に応じた指導の一層の充実を図り、「わかる授業」を実践する。
- (3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
- ・計画的な学級活動（望ましい集団づくりをめざして）を実践する。
 - ・各学級や全校集会等で「いじめゼロ宣言」を確認する。
 - ・生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」を行う。
 - ・体験活動や交流活動（異学年・異校種・障害者・高齢者・外国人）を推進し、他者との相違を尊重する心を育成する。
- (4) 自他の生命や人権を尊重する豊かな心の育成
- ・人権教育の充実に向け、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを生徒に理解させ、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
 - ・発達段階に応じ、「命の尊さ」を共通ベースにした講演会等を実施する。
（思春期講演会、救命救急講習会、保育実習等）
 - ・自他の良いところを発見し、自他の命を大切にすることを生徒会を中心に行う。（花咲き山、希望の樹）
 - ・道徳教育の充実に向け、学級の生徒の実態に合わせた「心を揺さぶる教材・資料」を活用し、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れながら自分自身の生活や行動を省みる心を養う。
- (5) 職員間や保護者等との情報の共有
- ・週1回の主任会と生徒指導部会で報告のあった、いじめを含む生徒指導に関する全ての情報を職員が共有し、共通理解を図る。
 - ・PTA総務会や保護者会等において、学校の現状や課題等について情報を提供し意見交換の場をもつ。
 - ・町教育委員会や町福祉課など関係機関とのケース会議をもち、問題解決を図る。

6 いじめの態様

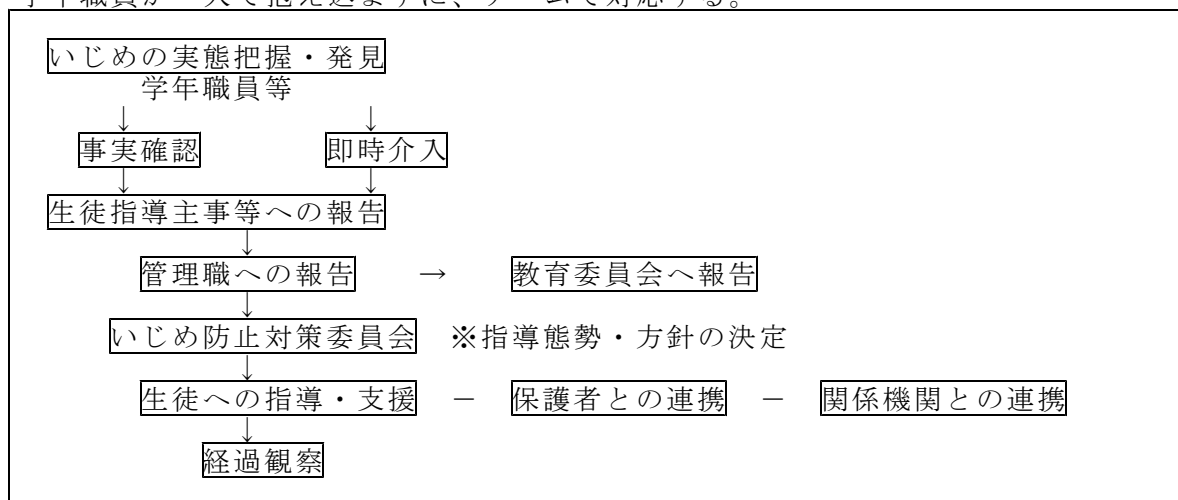
いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。（*抵触する可能性のある刑罰法規）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
（脅迫・名誉毀損・侮辱） ・仲間はずし、集団による無視。 ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。（暴行） ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。（暴行・傷害） ・金品をたかられる。（恐喝） ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
（窃盗・器物破損） ・嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
（強要・強制わいせつ） ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。（名誉毀損・侮辱） |
|---|

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば、法の定義のいじめに当てはまる。

7 いじめの対応の基本的な流れ

いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るという危機感を全職員がもち、学年職員が一人で抱え込まずに、チームで対応する。



(1) いじめの情報入手及び発見時の具体的対応

- ① **いじめの情報入手した場合の対応** → 状況を観察しながら慎重に情報を収集
間接的な介入を図る。

【対応上の注意】

- ・「いじめではない、大丈夫だろう」などと個人的な解釈で見逃さない。
- ・他の教師に、情報の収集や観察などの協力をしてもらう。
- ・子どもたちと過ごす時間を増やし、状況を観察する。
- ・朝の会、帰りの会、学年集会などで、「いじめは絶対に許さない」という教師のいじめに対する強い姿勢を示す。

- ② **いじめの現場を発見した場合の対応** → 速やかに直接的介入を行い、情報
を収集し事実確認を行う。

【対応上の留意点】

- ・感情的にならず、毅然とした態度で介入する。
- ・発見者は、学年職員、学年主任、生徒指導主事等に報告する。
- ・関係した子どもに対し、事実に基づいた具体的な行動や言葉を確認する。
- ・速やかに関係職員間で共通理解を図る。
- ・生徒指導主事等は、一連の記録を必ず取り、管理職に報告する。

(2) 管理職への報告といじめ防止対策委員会

- ① **管理職への報告** → **管理職の指示を受けながら、今後の対応を策定する。**

【指示を受ける内容】

- ・緊急対応の必要性。(自殺予告など、命に関わる可能性が少しでもある場合は、迷わず緊急対応が必要)
- ・いじめ問題解決のための指導方針会議を開く必要性。
- ・詳細な調査の必要性。(調査内容と方法など)
- ・保護者への対応。

② **いじめ防止対策委員会**→

状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。

【協議上の留意点】

- ・具体的な指導・支援の方針を検討し、役割分担を決め、支援チームを組む。
- ・関係機関とも連携しながら、継続的に経過観察を行い、ニーズに応じた指導・支援を行う。

(3) 指導方針に沿った調査・指導・援助

調査を行う前に、被害生徒、保護者に対して以下の事項を説明し、被害生徒等の意向を踏まえた調査が行われることを担保する。

- ①調査目的・目標
- ②調査主体（組織の構成、人選）
- ③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④調査事項（いじめの事実関係、学校設置者及び学校の対応等）
調査対象（聴き取り等をする生徒・教職員の範囲）
- ⑤調査方法（アンケート調査様式、聴き取りの方法・手順）
- ⑥調査結果の提供（被害生徒側、加害生徒側に対する提供等）

※加害生徒に対する調査結果の説明方法について、可能な限り、予め被害生徒・保護者の同意を得ておく。

「いじめられた子どもをしっかり守る」ことを基本姿勢として慎重に進める。

【調査実施上の留意点】

- 最初からいじめられた子ども、いじめた子ども及び関係者を一堂に集めて、調査や話し合いをするようなことは絶対しない。
- 事実確認の段階で、善悪の判断を安易にしない。
- 事実確認は複数（生徒一人に二人以上の教員）で、また、関係者の調査は、できる限り同時に行い、記録は事実のみとする。
- 多面的に事実を確認し、内容に矛盾がないか、慎重に検討する。
- 情報提供者に迷惑が及ばないように配慮する。

いじめられた子ども及びその保護者への指導・援助の留意点【生徒に対して】

- 事実確認とともに、まずはつらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定をはかる。

- 最後まで守り通すことや秘密を守ることを伝える。
 - 和解の形で終わっても、安易に問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
 - いじめられている子どもの心のケアを十分に行い、自尊感情を高めるよう配慮する。
- 【保護者に対して】
- 保護者へは被害者保護優先の姿勢で接し、配慮のない発言を絶対にしない。
 - 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
 - 保護者の考えを共感的態度で傾聴し、学校に非がある場合は素直に謝罪する。
 - 保護者へは、指導・援助の事前及びその後の経過の説明等を十分に行う。

いじめた生徒及びその保護者への指導・援助の留意点

【生徒に対して】

- いじめの事実を確かめ、いじめた気持ちや状況について十分聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
 - いじていると認識していなかったり、認めようとしなかったりする場合が多いので、まず、本人の不満や気持ちをよく聴く姿勢でかかわる。
 - いじめられた子どもの心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを認識させる。
 - いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分に理解し、学校生活に目標を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
(内面のいら立ちの原因把握に努める。)
-
- 十分な指導をしたにもかかわらず、いじめが継続する場合は、いじめる子どもを別室で学習させたり、出席停止措置や警察等の協力を得たりするなど厳しい対応措置をとる。

【保護者に対して】

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 保護者の心情に配慮し、生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
- 保護者へは、指導・援助の事前及び事後の経過説明等を十分に行う。
- 家庭と学校が連携して子どもを育てていくという共通認識をもつ。

8 インターネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。未然防止には、学校におけるルール遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。また、早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

以上のことから、保護者会や学校だより等を通じて次のことを伝える。

【未然防止のために】

- ・生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと。特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルへの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ・「ネット上のいじめ」は他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を認識すること。

【早期発見の観点から】

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

(1) インターネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定のこどもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

(2) インターネット上のいじめの種類

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校裏サイトでのいじめ
- ラインやSNSでのいじめ

(3) 発見した時の対応

- 書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図る。
- 人権侵害や犯罪、法律違反などの事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。
- 保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

9 いじめに対する措置

(1) 別室での学習

いじめを行った生徒について必要があると認めるときは、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒・その他の生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

(2) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとし、他の生徒等の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 懲戒

生徒等がいじめを行っている場合であって、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該生徒等に懲戒を加える。

(4) 出席停止制度の適切な運用

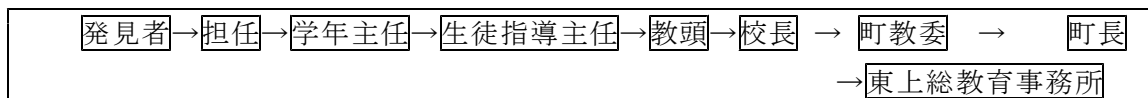
いじめを行っている生徒への指導の効果があがらず、いじめられている生徒の心身の安全が脅かされる場合や、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、保護者からの意見聴取や助言を継続的に行う。それでもなお、改善のみられない場合は、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、町教育委員会より当該生徒等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた生徒やその他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

10 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。(金品の強要、身体に重大な障害を負う、精神的な疾患を発症、生徒が自殺をするような場合等)
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い。
(年間30日を目安とする。一定期間連続しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ③生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

(2) 重大事態発生時の連絡体系



(3) 重大事態への初動

- ・「いじめ防止対策委員会」の招集
- ・教育委員会へ速やかに報告し、指導・助言を受ける。
- ・実態把握（調査）※聞き取りを複数職員で行う。（◎は必須 ▲は状況に応じて）
 - ◎被害者本人 ▲被害保護者 ◎加害者本人 ▲加害保護者・
- ・犯罪と認められる事案や生徒の生命安全が脅かされる場合は、直ちに警察へ通報する。
- ・解決が困難な事案については、必要に応じ、外房少年補導センターや福祉関係者、弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期解決を目指す。

1 1 いじめの解消について

①いじめに係る行為が止んでいる

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、3ヶ月以上続いていること。

②本人及び保護者へ面接で確認する

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

①②を確認の上、いじめの解消と捉える。

※上記のいじめが「解消している」状況は、あくまで一つの段階に過ぎず、再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

1 2 いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

- (1) 学校だよりで「いじめ基本方針」を示す。
- (2) 毎学期実施する「いじめアンケート調査」は3年間保管し、公表を求められた際に提示できるようにする。
- (3) 学校評議委員会やPTA本部役員会等で、個人情報に留意しながら、学校でのいじめの実態について、報告・説明をする。
- (4) 学校評価アンケートにおいて、いじめに対する取り組みの実施状況についての項目を設定する。
- (5) 「いじめ防止対策委員会」は年度末に基本方針の見直しを行う。

1 3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員を抱え込むのではなく、学校における「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応のあり方について、全ての教職員で共通理解を図る。

(2) 校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、少なくとも年に1回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に対応するための校内研修を行う。

(3) 校務の効率化

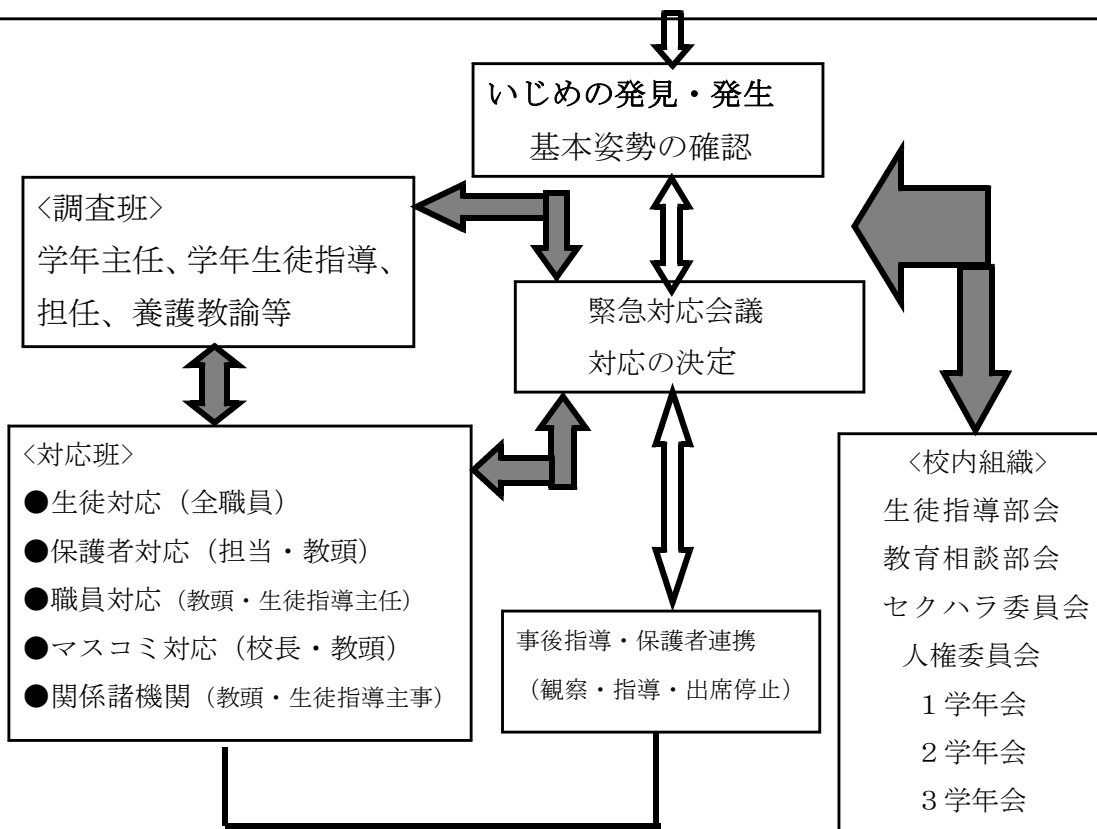
教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなどの校務の効率化を図る。

※ただし効率のみを求めた生徒不在の組織にはしない。生徒のためになることは手間をかける。

いじめ防止対策委員会対応マニュアル

〈構成員：生徒指導部会＋教育相談部会のメンバー〉

校長、教頭、教務、副教務、生徒指導主事、学年主任、学年職員、
教育相談担当、養護教諭、特別支援コーディネーター
スクールカウンセラー、心の教室相談員



※定例のいじめ防止対策委員会は、学期に1回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班を編制し、対応する。

※いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底を図る。

<年間計画>

月	計 画	月	計 画
4	職員校内研修 新入生オリエンテーション 新入生アンケート いじめ対策委員会 PTA 保護者会・総会 授業参観週間 SOS の出し方教育 ※教育相談（年間を通じて随時）	1 0	教育相談アンケート② 教育相談週間 授業参観週間 教科担当者連絡会 いじめ対策委員会
5	教科担当者連絡会 いじめ対策委員会	1 1	教科担当者連絡会 いじめアンケート② いじめ対策委員会
6	教育相談週間 教育相談アンケート① 教科担当者連絡会 いじめ対策委員会	1 2	期末保護者会（三者面談） 教科担当者連絡会 いじめ対策委員会
7	全校三者面談 いじめアンケート① いじめ対策委員会	1	授業参観週間 学校評価委員会（ミニ集会） いじめ対策委員会
8	校内職員研修	2	教科担当者連絡会 いじめ対策委員会
9	いじめ対策委員会 思春期講演会（2学年）	3	いじめアンケート③ いじめ対策委員会